

第 2 次広島市男女共同参画基本計画の推進状況 (平成 24 年度年次報告)

平成 25 年 (2013 年) 9 月 3 日

第2次広島市男女共同参画基本計画の推進状況

(平成24年度年次報告)

第2次広島市男女共同参画基本計画においては、「政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大」、「男女の人権を尊重する市民意識の醸成」、「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」など10の基本目標を定め、43項目の施策目標（指標）を設定して各種施策を推進しており、平成24年度の達成状況については次のとおりである。

区 分	指標数	割合
 （平成24年度理論目標値に対する平成24年度実績の達成率が100%以上）	14 指標	32.6%
 （平成24年度理論目標値に対する平成24年度実績の達成率が80%以上100%未満）	18 指標	41.9%
 （平成24年度理論目標値に対する平成24年度実績の達成率が80%未満）	10 指標	23.2%
— （調査を実施していないなど、評価を行っていない）	1 指標	2.3%
合 計	43 指標	100%

1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

施策の目標（指標）

指 標	第 2 次計画 策定時	平成 24 年度 実績	平成 24 年度 理論目標値	達成率	評価	最終目標数値 (期 限)
審議会における委員数の割合が男女いずれも 40%以上の審議会を増やす	40.2% (平成 22 年 9 月 30 日)	33.8% $\left[\frac{22 \text{ 審議会}}{65 \text{ 審議会}} \right]$	52.2%	64.8%		100% (平成 33 年 4 月 1 日)
行政委員会における女性委員の割合を増やす	31.8% (平成 22 年 4 月 1 日)	36.4% $\left[\frac{8 \text{ 人}}{22 \text{ 人}} \right]$	34.0%	107.1%		40%以上 (平成 33 年 4 月 1 日)
市職員の管理職における女性の割合を増やす	9.2% (平成 22 年 4 月 1 日)	10.9% $\left[\frac{90 \text{ 人}}{827 \text{ 人}} \right]$	11.1%	98.2%		16% (平成 33 年 4 月 1 日)

注 1) 実績数値が割合であるものについては、下段にその根拠となる数値を記載している。

【説明】

3 つの指標のうち、1 つが「」、1 つが「」、1 つが「」の評価になった。

(1) 「審議会における委員数の割合が男女いずれも 40%以上の審議会を増やす」

「審議会等への女性選任促進要綱」に基づき、各所管課と審議会の委員選任の事前協議を延べ 90 回行い、特に女性委員の占める割合が目標値に達していない審議会に対しては、選任分野の見直しや関係団体への女性委員の推薦を強く依頼してもらうなど、積極的な改善措置を行うよう指導を行った。

しかしながら、審議会委員を選任する分野のうち、女性の登用が進んでいない分野もあることや、充て職による人選の制約があることにより、女性委員の選任が進まなかったため、委員数の割合が男女いずれも 40%以上の審議会等の割合は 33.8%と目標を達成することはできなかった。

今後も、所管課の事前協議を徹底し、所管課に対し、委員の選任分野の拡大、充て職の見直し、委員の選出母体に対する女性委員推薦の働きかけを行うよう指導するとともに、委員選出母体となる団体に対して、役員への女性の登用について働きかけを行い、女性委員の選任推進に努める。

(2) 「行政委員会における女性委員の割合を増やす」

従前から、候補者の人選については、選挙によるものなど特別の事情がある場合を除き、できるだけ女性委員が選任されるよう留意しており、平成 24 年度は女性の教育委員会委員の任期満了に際し、再度女性委員の選任を行った。

この結果、女性委員の割合は 36.4%と目標を達成することができた。

今後も、より幅広い分野から女性委員の選任を進めるなど、引き続き女性委員の登用に積極的に取り組む。

(3) 「市の管理職（課長級以上）における女性の割合を増やす」

女性管理職の増加に向け、課長補佐級・係長級の女性役付職員の数を増やし、積極的な人材登用を行うとともに、自治大学校等の研修機関への女性職員の派遣や女性職員のスキルアップを支援する講座の開催などの人材育成や意識啓発に努めた。

しかしながら、役付職員に占める女性の割合（27.3%）は増加しているものの、全職員に占める

女性の割合（40.8％）に比べ低い状況にあることにより、市の管理職（課長級以上）における女性の割合は10.9％と目標を達成することはできなかった。

今後も、女性職員の職域拡大や幅広い職務経験の付与、研修などの一層の充実を通じ、女性職員の能力向上、意識改革及びリーダー育成を推進し、管理職への登用を進める。

2 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

施策の目標（指標）

指 標	第2次計画 策定時	平成24年度実績	平成24年度 理論目標値	達成率	評価	最終目標数値 (期 限)
全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす	76.0% (平成21年度)	78.3% $\left[\frac{1,742 \text{ 人}}{2,224 \text{ 人}} \right]$	79.0%	99.1%		84% (平成32年度)
男女の地位について「平等になっている」と感じている男女それぞれの割合を増やす	女性 12.2% 男性 19.6% (平成21年度)	女性 7.4% $\left[\frac{70 \text{ 人}}{948 \text{ 人}} \right]$ 男性 15.4% $\left[\frac{101 \text{ 人}}{657 \text{ 人}} \right]$	女性 16.2% 男性 23.0%	女性 45.7% 男性 67.0%	女性  男性 	女性 50% 男性 50% (平成32年度)
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす	女性 61.3% 男性 50.6% (平成21年度)	女性 63.5% $\left[\frac{602 \text{ 人}}{948 \text{ 人}} \right]$ 男性 50.7% $\left[\frac{333 \text{ 人}}{657 \text{ 人}} \right]$	女性 67.1% 男性 57.0%	女性 94.6% 男性 88.9%	女性  男性 	女性 80% 男性 80% (平成32年度)

【説明】

5つの指標のうち、3つが「」、2つが「」の評価になった。

(1) 「全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす」

人権フェスティバルなどのイベントの開催やパンフレット等の人権啓発資料の作成・配布、事業所等が実施する人権問題研修会への人権啓発指導員の派遣などの実施を通じて、市民一人一人の人権尊重への理解の促進、人権意識の向上に取り組んだ。

しかしながら、全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合は、78.3％と目標を達成することができなかった。

これまで、各種の人権啓発事業を継続的に実施してきたことにより、市民の人権に関する知識の習得や理解は進んできたが、市民一人一人が人権問題を自らの課題としてとらえ、生活の中での実践に結びつくまでには至っていないと思われ、それが広く浸透するまでには、ある程度の期間が必要と考えられる。

今後も、国、県等関係機関と連携・協力し、引き続き、人権意識の啓発に取り組むとともに、市民

の態度や行動を変えるための効果的な啓発の手法や内容について、検討していく。

(2) 「男女の地位について「平等になっている」と感じている男女それぞれの割合を増やす」

「固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす」

男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図るため、小・中学校において男女平等に関する副読本を活用したほか、地域で男女共同参画を推進する活動を行う男女共同参画推進員の募集を行い、新たに 13 人の推進員を養成するとともに、推進員による講座を公民館等で開催した。

また、市民の男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画社会の形成に向けた自主的な取組を促進するため、市民から男女共同参画標語の募集を行い、1,363 人・1,568 点の応募があった。

さらに、男性の家事・育児等への参画、仕事と生活の調和の意義や事業所の先進的な取組事例を掲載した情報誌「奏～S O U～」を 13,000 部作成し、母子健康手帳交付時等に配布した。また、男女共同参画週間などに区役所等で啓発パネルの展示も行った。

しかしながら、男女の地位が平等になっていると感じている人の割合は、女性が 7.4%、男性が 15.4%と、男女とも目標を達成することはできなかった。また、性別によって役割を固定する考え方を持たない人の割合についても、女性は 63.5%、男性は 50.7%と、男女とも目標を達成することはできなかった。

これは、性別に基づく固定的な役割分担意識や男女の地位の不平等感は、時代とともに変わりつつあるものの、依然として、なお根強く残っていることが要因と考えられる。

また、内閣府の「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意識調査では「賛成」の割合が低下傾向にあったが、平成 24 年度の調査においては 51.6%と調査開始以来初めて上昇し、平成 21 年度の前回調査と比べて 10.3 ポイント上昇した。

今後、男性も女性も個性と能力に応じてあらゆる分野で活躍できる社会を実現していくという男女共同参画に関する認識を一層深め、定着するための取組をあらゆる機会を通じて粘り強く行っていくことが必要であり、あらゆる世代の男女を対象にした男女共同参画に関する教育・学習機会の充実、民間事業所等における仕事と生活の調和の取組の促進といった施策について、市民や事業所と連携しながら積極的に推進する。また、引き続き男女共同参画推進員を募集し、推進員による市民を対象とした講座等を積極的に実施する。

3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

施策の目標（指標）

指 標	第2次計画 策定時	平成24年度実績	平成24年度 理論目標値	達成率	評価	最終目標数値 (期 限)
固定的な性別役割分担意識を持たない 男女それぞれの割合を増やす【再掲】	女性 61.3% 男性 50.6% (平成21年度)	女性 63.5% $\left[\frac{602 \text{ 人}}{948 \text{ 人}} \right]$ 男性 50.7% $\left[\frac{333 \text{ 人}}{657 \text{ 人}} \right]$	女性 67.1% 男性 57.0%	女性 94.6% 男性 88.9%	女性  男性 	女性 80% 男性 80% (平成32年度)
男性が家事・子育て・介護に関わる時間 を増やす (年齢を問わず結婚している男性の平日 1日当たりの家事・子育て・介護に関わ る時間)	39 分 (平成21年度)	42 分	53 分	79.2%		90 分 (平成32年度)
市立学校教員の管理職における女性の 割合を増やす	校長 17.5% 教頭 20.5% (平成22年4月1日)	校長 18.4% $\left[\frac{39 \text{ 人}}{212 \text{ 人}} \right]$ 教頭 19.9% $\left[\frac{45 \text{ 人}}{226 \text{ 人}} \right]$	校長 21.0% 教頭 25.8%	校長 87.6% 教頭 77.1%	校長  教頭 	校長 30% 教頭 40% (平成33年4月1日)

【説明】

5つの指標のうち、3つが「」、2つが「」の評価になった。

(1) 「男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす(年齢を問わず結婚している男性の平日1日当たりの家事・子育て・介護に関わる時間)」

男性の意識改革を推進するため、男女共同参画推進員による講座を開催したり、ホームページによる事業所の先進的な取組事例等の情報提供、事業所の研修会等の場に専門の講師を派遣する事業の実施、女性の能力発揮や仕事と家庭の両立支援、男性の家事等への参画支援等に積極的に取り組んでいる民間の11事業所の表彰など事業所に対する働きかけを行った。

また、男性の家庭生活・地域活動等への参画支援として「イクメン・カジダン養成講座」及び「プラチナ世代男性の家庭生活・地域生活などへの参画を支援するためのセミナーの開催とガイドブックの出版」を市民活動団体に委託して実施した。

しかしながら、男性の1日の家事時間は、42分であり、目標を達成することはできなかった。

これは、男性の意識の変革や職場における仕事と生活の調和のための環境づくりが進んでいないことが要因として考えられる。

今後は、引き続き、仕事と子育て等を両立できる雇用環境づくりを推進するための情報提供等を通じて、男性の意識改革を推進し、男性の実践的な活動への参画促進、繋がりづくり、リーダー養成等に取り組んでいく。

(2) 「教員の管理職（市立小・中・高等学校の校長・教頭）における女性の割合を増やす」

校長会等において、有能な女性教員を各種研修会等に積極的に参加させ、人材育成を図るよう指導を行うとともに、管理職昇任選考説明会において、女性教員の管理職昇任選考の受験率向上を図るよう指導した。

また、管理職選考の制度について、教員向けの説明書を作成し、校長から全教員に配布させるとともに、自己推薦制度を導入することで、受験機会の均等化を図っており、その徹底・定着に努めた。

さらに、中央研修等の長期研修の派遣者を選考する際に、有能な女性教員をその候補者として検討するよう、関係課に情報提供を行った。

しかしながら、女性の校長は 18.4%、教頭は 19.9%と、いずれも目標を達成できなかった。

これは、管理職の勤務時間が他の職と比べて長時間となっているなど勤務実態が厳しく、女性教員が仕事と家庭を両立しながら、管理職に昇任しようとする意欲を持ちにくい状況があることが要因として考えられる。

今後も、女性教員が管理職に昇任しようとする意欲が持てるよう、ICTの活用や学校へ依頼する各種調査の精選を一層進めて管理職の校務の軽減を図るとともに、子育て支援プラン等による男性の育児参加が積極的に行いやすい職場環境づくりに努める。

4 働く場における男女共同参画の推進

施策の目標（指標）

指 標	第 2 次計画 策定時	平成 24 年度実績	平成 24 年度 理論目標値	達成率	評価	最終目標数値 (期 限)
民間事業所（従業員数が 101 人以上の事業所）における女性管理職の割合を増やす	6.9% (平成 21 年度)	16.8% $\left[\frac{318 \text{ 人}}{1,891 \text{ 人}} \right]$	8.3%	202.4%		10% (平成 27 年度)
男女共同参画に積極的に取り組む民間事業所の数を増やす (広島市男女共同参画推進事業所の表彰事業所数)	16 事業所 (平成 22 年度)	30 事業所	25 事業所	120.0%		60 事業所 (平成 32 年度)
市内の女性求職者の就職率を高める (ハローワークにおける女性の新規求職者のうち就職した人の割合)	22.6% (平成 21 年度)	26.1% $\left[\frac{7,666 \text{ 人}}{29,426 \text{ 人}} \right]$	24.7%	105.7%		26.2% (平成 32 年度)
「家族経営協定」締結農家数を増やす	34 戸 (平成 22 年 4 月 1 日)	41 戸	43 戸	95.3%		50 戸 (平成 28 年 4 月 1 日)
女性農業士を増やす	21 人 (平成 22 年 4 月 1 日)	27 人	27 人	100.0%		30 人 (平成 28 年 4 月 1 日)

【説明】

5 つの指標のうち、4 つが「」、1 つが「」の評価になった。

(1) 「民間事業所における女性管理職の割合を増やす」

「男女共同参画に積極的に取り組む民間事業所の数を増やす（広島市男女共同参画推進事業所の表彰事業所数）」

男性の意識改革や職場における仕事と生活の調和に向けた環境づくりを推進するため、ホームページによる事業所の先進的な取組事例等の情報提供を行うとともに、事業所の研修会等の場に専門の講師を派遣する事業を実施し、女性の活躍推進について啓発を行った。

また、女性の能力発揮や仕事と家庭の両立支援等に積極的に取り組んでいる民間事業所を表彰し、市の広報紙等を通じてその取組内容を広く紹介するとともに、こうした表彰実績等により、中小事業所に対する低利融資や指定管理者候補の選定及び総合評価方式による競争入札において加点が行われることなどをPRした。

この結果、平成24年度における広島県の「職場環境実態調査」で、県内の民間事業所の女性管理職の割合は16.8%となり、目標を達成することができた。

また、男女共同参画推進事業所表彰についても、平成24年度は11事業所を表彰し、平成18年度からの表彰事業所の数の累計は30事業所となり、目標を達成することができた。

今後も、民間事業所における女性の登用の拡大や仕事と子育て等の両立の推進について広報・啓発に努めるとともに、入札における優遇措置や融資制度の紹介などにより、民間事業所による積極的改善措置の取組を促進する。

なお、平成25年度の男女共同参画推進事業所表彰については、8事業所から応募があり、このうち7事業所を表彰した。

(2) 「市内の女性求職者の就職率を高める（ハローワークにおける女性の新規求職者のうち就職した人の割合）」

ホームページによる事業所の先進的な取組事例等の情報提供、事業所の研修会等の場に専門の講師を派遣する事業の実施などを通じて、雇用の分野における男女共同参画の推進について民間事業所への啓発を図った。

その結果、市内ハローワーク（広島・広島東）における女性の新規求職者のうち就職した人の割合は26.1%となり、目標数値を達成することができた。

これは、これまでの再就職をはじめとする女性の就業促進に向けた取組が一定の効果を上げていているものと考えられるが、求職者の総数と比較すると、依然として低水準にあると言わざるを得ず、再就職を希望する女性の支援に引き続き取り組むとともに、多様な就業ニーズに柔軟に対応した就業支援に取り組むこととしている。

(3) 「「家族経営協定」締結農家数を増やす」

「女性農業士（優れた女性農業者を「女性農業士」として認定し指導者として育成）の数を増やす」

家族経営協定は、農作業の役割分担を明確にすることで、女性農業者の労働に対する評価向上を図ることができる。協定締結農家数は、平成24年3月の家族経営協定調印式において、新規に3戸が協定を締結し、累計41戸となったものの、目標を達成することができなかった。これは、若い新規就農者を中心に普及・啓発を行っているが、単身で雇用を行う経営形態が多かったため、今後は、多様な担い手等へ普及・啓発の範囲を拡げて協定数の増加に努めたい。

また、女性農業士については、農業と女性の自立についてや女性の視点を生かした地域づくりなどの研修を実施し、地域の女性リーダーとしての活動の支援を行い、認定者数は、平成24年度に認定した女性農業士3人を加えて累計27人となり、目標を達成することができた。

なお、家族経営協定・女性農業士ともに2年に1度の締結・認定になるため、来年度も同数となる。

今後も、各区役所及び広島市農林水産振興センターと協力し、家族経営協定の農家への更なる普及・啓発に努めることによって、家族経営協定締結数を増やし、女性農業者の労働に対する評価と労働環境を整備するとともに、地域のリーダーとなる優れた技術力等を備えた女性農業士の認定・育成を促進するなど、農業の現場における男女共同参画を推進する。

5 地域における男女共同参画の推進

施策の目標（指標）

指 標	第2次計画 策定時	平成24年度実績	平成24年度 理論目標値	達成率	評価	最終目標数値 (期 限)
補助金交付団体における女性役員の割合を増やす	26.5% (平成21年度)	36.4% $\left[\frac{2,871 \text{ 人}}{7,888 \text{ 人}} \right]$	29.9%	121.7%		40%以上 (平成32年度)
自分の住んでいる地域のコミュニティ活動に参加する市民の割合を増やす	46.9% (平成21年度)	45.6% $\left[\frac{1,014 \text{ 人}}{2,224 \text{ 人}} \right]$	49.0%	93.1%		50% (平成25年度)
まちづくり活動を行うボランティアやNPO等の団体数を増やす	964 団体 (平成21年度)	1,131 団体	1,033 団体	109.5%		1,060 団体 (平成25年度)
男女共同参画拠点施設利用者の満足度を高める	68.7% (平成21年度の広島市女性 教育センターの数値)	73.3% $\left[\frac{791 \text{ 件}}{1,079 \text{ 件}} \right]$	71.1%	103.1%		80% (平成32年度)

【説明】

4つの指標のうち、3つが「」、1つが「」の評価になった。

(1) 「市からの補助金交付団体における女性役員の割合を増やす」

年度末の補助事業等実績報告書の提出時に、補助金交付団体に対して、男女共同参画に関する啓発チラシを同封して、補助金交付団体の現状調査票を提出するように周知徹底を図るなど、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について理解してもらうよう啓発に努めた。

その結果、女性役員の割合は36.4%となり、目標を達成することができた。

今後も、あらゆる世代の男女を対象にした男女共同参画に関する教育・学習機会の充実、男女共同参画推進員による市民を対象とした講座等の積極的な実施など、地域活動団体の方針決定過程への女性の参画拡大に関する理解及び実践について、より一層啓発に努める。

(2) 「自分の住んでいる地域のコミュニティ活動に参加する市民の割合を増やす」

市民が地域でコミュニティ活動を行いやすい環境づくりを目指し、地域のホームページを簡単に開設できるシステム「こむねっとひろしま」の無償提供・運用支援、市が保険料を負担する市民活動保険の実施、地域活動の場の確保として集会所の整備などの取組を行った。

このほかに、コミュニティ活動の参加者を増やすには、町内会・自治会の加入率の向上が重要であることから、転入者等に対する町内会・自治会加入促進チラシの配布や、マンション建設会社や管理会社等への加入促進への協力依頼、区役所職員と町内会等が連携した加入促進の取組の実施等を行った。

しかしながら、自分の住んでいる地域のコミュニティ活動に参加する市民の割合は、45.6%と目標を達成することができなかった。

これは、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化などにより住民相互の繋がりが希薄になる中、町内会・自治会などの地域活動への関心が低下していることが大きな要因と考えられる。

コミュニティ活動を活性化するには、地域活動の母体である町内会・自治会の活動により多くの市民が参加するなどして地域を盛り上げていくことが重要であり、今後も町内会・自治会への加入促進等に積極的に取り組み、活力あるコミュニティづくりに努める。

(3) 「まちづくり活動を行うボランティアやNPO等の団体数を増やす」

まちづくり市民交流プラザを中心に他の施設や団体と協力しながら、人材育成や融資制度、情報提供など多方面からの市民活動の支援の充実を図った。

「自分たちのまちは、自分たちでつくり、守る」という市民主体のまちづくりの意識が社会的に高まりをみせている中、こうした市民や市民活動団体のニーズに応じたまちづくり活動を支援する事業を着実に実施した結果、まちづくり活動を行うボランティアやNPO等の団体数は、1,131 団体となり、目標を達成することができた。

今後も、市民や市民活動団体の行政に対するニーズを的確に把握した上で、市民等の自主性・自発性を損なわないように、支援事業の効果的な実施を図る。

(4) 「男女共同参画拠点施設利用者の満足度を高める」

広島市の男女共同参画推進の拠点施設として、広島市男女共同参画推進センター（愛称：ゆいぽーと）が平成 24 年 4 月 1 日にオープンした。その中で、市民や事業者など多様な主体と連携しながら、電話・面接相談の実施、学習・研修の支援、調査研究等に取り組んだ結果、利用者の満足度は 73.3%となり、目標を達成することができた。

今後も市民や事業者等のニーズをアンケート調査で的確に把握した上で、適切な管理を行うよう指導に努める。

6 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の目標（指標）

指 標	第2次計画 策定時	平成24年度実績	平成24年度 理論目標値	達成率	評価	最終目標数値 (期 限)
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合を増やす	43.8% (平成21年度)	49.0% $\left(\frac{1,089 \text{ 人}}{2,224 \text{ 人}} \right)$	51.2%	95.7%		80% (平成32年度)
セミナー参加者のワーク・ライフ・バランスについての理解度を高める	84.6% (平成22年度)	—	88.2%	—	—	90% (平成32年度)
男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす (年齢を問わず結婚している男性の平日1日当たりの家事・子育て・介護に関わる時間)【再掲】	39分 (平成21年度)	42分	53分	79.2%		90分 (平成32年度)
保育園入園待機児童の解消を図る	220人 (平成22年4月1日)	372人	88人	▲115.2%		0人 (平成27年4月1日)
保育サービスを利用している保護者の満足度を高める	85.0% (平成21年度)	82.9% $\left(\frac{488 \text{ 人}}{589 \text{ 人}} \right)$	88.0%	94.2%		90% (平成26年度)
市の男性職員の育児休業取得率を上げる	2.46% (平成21年度)	4.3% $\left(\frac{8 \text{ 人}}{188 \text{ 人}} \right)$	10%	43.0%		10%以上 (平成26年度)
民間事業所の男性の育児休業取得率を上げる	1.2% (平成22年度)	4.1% $\left(\frac{28 \text{ 人}}{690 \text{ 人}} \right)$	3.6%	113.9%		6% (平成26年度)
ワーク・ライフ・バランスに取り組む市内の民間事業所の数を増やす (仕事と家庭の両立支援事業所登録制度への登録事業所数)	116事業所 (平成21年度)	224事業所	224事業所	100.0%		470事業所 (平成32年度)

【説明】

8つの指標のうち、2つが「」、2つが「」、3つが「」の評価になった。

なお、「セミナー参加者のワーク・ライフ・バランスについての理解度を高める」については、平成24年度は、セミナーを開催しておらず、調査を実施していないので、評価は行っていない。

(1) 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合を増やす」

男女共同参画推進事業所顕彰事業、男女共同参画情報誌の発行、事業所向け男女共同参画支援講座の実施及びホームページによる事業所の先進的な取組事例等の情報提供などにより、仕事と生活の調和の重要性を啓発を行ったが、ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている人の割合は、49.0%と目標を達成することができなかった。

これは、事業所の中で仕事と生活の調和の意義についての理解がある程度進み、具体的な取組を行う事業所が増えてきているが、未だ社会に完全に浸透していない結果であると考えられる。

今後も様々な学習機会や情報の提供、周知・啓発を通じて、仕事と生活の調和の意義に関する理解の促進に努める。

(2) 「保育園入園待機児童の解消を図る」

平成 24 年度中に保育園の新設や増築整備、私立幼稚園の認定こども園化などの保育園整備などにより、395 人の定員増を行ったが、平成 25 年 4 月 1 日現在の待機児童数は、昨年度に比べ 37 人増加し 372 人となり、目標を達成することができなかった。

これは、昨今の経済動向による女性就労者の増加や、施設整備が拡充してきたことで潜在的ニーズが顕在化し入園申込者が年々著しく増加していること、また、3 歳未満児を中心とする待機児童についての地域的な偏在が増大していることが要因であると考えられる。

今後、保育計画に基づいた保育園整備による受入枠の拡大だけでなく、既存の施設を有効活用し、保育需要に柔軟に対応できるソフト面の施策も取り入れた総合的な取組を推進していく必要がある。

(3) 「保育サービスを利用している保護者の満足度を高める」

平成 24 年度中に延長保育の実施園及び一時預かりの実施園を 11 園ずつ増やすなど、保育サービスの充実を図ったが、保育サービスを利用している保護者の満足度は 82.9%と目標を達成することができなかった。

今後、一層多様化する保育ニーズに的確に対応していくため、保護者のニーズを分析し、延長保育や休日保育、病児・病後児保育等多様な保育サービスの充実に取り組むとともに、これらの保育サービスについて、保護者への周知を図っていく必要がある。

(4) 「市の男性職員の育児休業取得率を上げる」

育児休業を取得した場合の育児休業手当金の支給、昇給や一時金の取扱、平成 22 年度の制度改正（配偶者が育児休業を取得している職員や、配偶者が専業主婦（夫）である職員も育児休業を取得可能としたこと）等を紹介したリーフレットの庁内 LAN への掲示、全所属長を対象とした育児休業・子育て支援に関する研修を実施するとともに、「子育て支援ハンドブック」を活用した研修を全職員対象に実施した。新任課長級研修においては、制度等の詳細な説明を行った。また、育児支援制度利用プラン（3 歳未満の子どもがいる職員が、子育ての計画について所属長と面談することにより、職場の業務分担の見直しや計画的に休暇・休業等を取得する取組）の作成及び所属長との面談の実施を徹底するよう働きかけを行った。さらに、子どもの生まれた男性職員及び当該職員の所属長に対して、電子メールにより育児休業の取得検討を呼びかけた。

このような取組により、平成 24 年度の本市の男性職員の育児休業取得率は 4.3%と、目標を設定した平成 15 年度以降、取得率は着実に向上しているところである。しかしながら、目標の 10%以上を達成することはできなかった。

育児休業の取得が進まない要因としては、従前実施した職員アンケート調査によると、休業期間中経済的に厳しくなることや他の職員の迷惑になると思ったこと、育児休業を取得できる雰囲気職場になかったことなどが主な理由として挙げられている。

育児休業を取得しやすい職場の雰囲気を醸成するためには、職員の理解と所属長による支援が不可欠であることから、研修を通じて職員の意識改革を行う必要がある。今後も同様の取組を継続し、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりに努め、男性職員の育児休業の取得を促進していく。

(5) 「民間事業所の男性の育児休業取得率を上げる」

男性の意識改革を推進するため、男女共同参画推進員による講座、ホームページでの事業所の先

進的な取組事例等の情報提供、事業所の研修会等の場に専門の講師を派遣する事業を実施した。また、女性の能力発揮や仕事と家庭の両立支援、男性の家事等への参画支援等に積極的に取り組んでいる民間の11事業所の表彰を行うなど事業所に対する働きかけを行った。

さらに、男性が家事や子育て等に参画する上で参考となる冊子を作成し、母子健康手帳交付時に配布した。

この結果、平成24年度における広島県の「職場環境実態調査」で、県内の民間事業所の男性の育児休業取得率は4.1%となり、目標を達成することができた。

目標は達成したものの、平成23年度(4.6%)と比較すると低下しており、男性の意識改革や職場における仕事と家庭の両立のための環境づくりについて、より一層の推進をしていくことが必要である。

今後も、情報提供等を通じて、民間事業所等における仕事と生活の調和の取組の促進に努め、男性の意識改革や職場環境づくりを推進する。

(6) 「ワーク・ライフ・バランスに取り組む市内の民間事業所の数を増やす（仕事と家庭の両立支援事業所登録制度への登録事業所数）」

男女共同参画推進事業所顕彰事業、男女共同参画情報誌の発行、事業所向け男女共同参画支援講座の実施及びホームページでの事業所の先進的な取組事例の情報提供などを通じて、仕事と生活の調和に取り組む民間事業所の増加を図った。

この結果、平成24年度末の広島県の「仕事と家庭の両立支援事業所登録制度」の登録件数は、224事業所となり、目標を達成することができた。

これは、事業所の中で仕事と生活の調和の意義についての理解がある程度進み、具体的な取組を行う事業所が増えてきたことが要因であると考えられる。

今後も、様々な学習機会や情報の提供、啓発を通じて、仕事と生活の調和の意義や事業所にもたらす有益性等に関する理解の促進、事業所に対する就労環境整備の働きかけなどを行い、仕事と生活の調和に取り組む事業所の増加を図る。

7 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

施策の目標（指標）

指 標	第2次計画 策定時	平成24年度実績	平成24年度 理論目標値	達成率	評価	最終目標数値 (期 限)
高齢者のうち、要支援・要介護状態になる人の割合を抑える	18.6% (平成22年度)	19.3% $\left[\frac{47,675 \text{ 人}}{246,805 \text{ 人}} \right]$	19.6%	101.5%		20.2% (平成26年度) (※1)
介護サービスの質に満足している人の割合を増やす	84.8% (平成21年度)	85.8% $\left[\frac{327 \text{ 人}}{381 \text{ 人}} \right]$	86.7%	99.0%		87.3% (平成25年度)
施設を退所し地域で生活する障害者の数を増やす	103人 (平成21年度)	120人	190人	63.2%		190人 (平成24年度)
広島が暮らしやすいと感じている外国人市民の割合を増やす	87.0% (平成21年度)	84.5% $\left[\frac{1,308 \text{ 人}}{1,548 \text{ 人}} \right]$	89.0%	94.9%		94% (平成32年度)
「在住外国人と共生しよう」と考える市民の割合を増やす	88.0% (平成21年度)	81.7% $\left[\frac{1,817 \text{ 人}}{2,224 \text{ 人}} \right]$	90.0%	90.8%		93% (平成32年度)
経済的に自立している母子家庭の割合を増やす	32.9% (平成21年度)	126人	129人	97.7%		149人 (平成26年度) (※2)
市内の若年求職者の就職率を高める (ハローワークにおける34才以下の新規求職者のうち就職した人の割合)	24.2% (平成21年度)	26.7% $\left[\frac{4,481 \text{ 人}}{16,774 \text{ 人}} \right]$	26.5%	100.8%		28.4% (平成32年度)

※1 高齢者施策推進プラン（平成24～26年度）の策定に伴い、最終目標数値の変更を行っている。

※2 子ども施策総合計画において目標（指標）が変更されたことに伴い、最終目標数値の変更を行っている。

【説明】

7つの指標のうち、2つが「」、4つが「」、1つが「」の評価になった。

(1) 「高齢者のうち、要支援・要介護状態になる人の割合を抑える」

元気な高齢者を対象として、日常生活の中でできる健康ウォーキングなどの介護予防の取組を紹介する健康教室を実施するとともに、運動器の機能低下や閉じこもり等により介護が必要となる可能性の高い高齢者（特定高齢者）を対象として、転倒予防や口腔ケアなどの介護予防事業を実施した。また、地域包括支援センターによる介護予防事業への参加勧奨の強化や介護予防事業実施事業所の増加を図るなど、介護予防事業参加者数の増加に努めた。

こうした取組などにより、高齢者のうち要支援・要介護認定者が占める割合は19.3%となり、目標を達成することができた。

今後も、引き続き、地域包括支援センターによる介護予防事業への参加勧奨の強化や身近な地域での介護予防事業実施場所の増加を図るなど、介護予防事業参加者数の増加に努めるとともに、元気な高齢者を対象とした、地域での健康ウォーキングを推進する取組の拡充を図る。

(2) 「介護サービスの質に満足している人の割合を増やす」

介護支援専門員や介護サービス事業者に対する研修を実施し、ケアマネジメントや介護サービス

の質の向上に取り組んだ。また、居宅介護支援事業所等へのケアプラン点検・指導やサービス事業所への実地指導等を行った。

しかしながら、介護サービスの質に満足している人の割合は、85.8%と目標を達成することができなかった。

これは、介護サービスに満足していない理由の中で、「技術が未熟」、「態度や言動（接遇）が悪い」が依然として高い割合となっているためと考えられる。

このため、引き続き介護支援専門員や介護サービス従事者に対する研修を実施し、ケアマネジメントや介護サービスの質の向上に取り組むとともに、ケアプラン点検・指導等に取り組むことで、介護サービス利用者が、安心して、満足な介護サービスを利用できるよう努める。

(3) 「施設を退所し地域で生活する障害者の数を増やす」

障害者が安心して暮らせる環境を整備することが、施設を退所して住み慣れた地域で生活する障害者の数を増やすことにつながることから、平成 19 年 6 月に策定した広島市新障害者基本計画等に基づき、共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の開設支援をはじめ地域生活を支援するサービスの充実に取り組んだ。

当該指標については、平成 17 年 10 月における施設の入所者（986 人）を母数として目標を設定したが、平成 19 年度までに、障害程度が軽く、比較的地域生活に移行しやすい障害者が早期に施設を退所した結果、退所がより困難な重度の障害者が施設に入所している状況がある。このため、平成 20 年度以降は退所者が伸びない状態が続き、地域生活へ移行する障害者の数が年々減少傾向にあったことから、120 人と目標を達成することができなかった。

引き続き、ニーズを踏まえながら、居住の場を確保するなど障害者の自立した地域生活を支援するサービスの充実に力を入れていくことにより、地域生活へ移行する障害者の数が年々減少する傾向を抑制する。

(4) 「広島が暮らしやすいと感じている外国人市民の割合を増やす」

広島市外国人市民施策懇談会を 2 回開催し、外国人市民の代表から施策に関わる意見等を聴取し、各区の防災訓練における外国人市民への参加の呼びかけ、多言語でのチラシ・会場案内等の表示、会場での通訳配置など、防災面での施策に反映した。また、日常生活に必要な行政サービスや生活関連の情報をまとめ、多言語（英語・韓国・朝鮮語、中国語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語）に翻訳した生活ガイドブックを作成し、区役所市民課・出張所等や外国人コミュニティ団体、各大学へ配布するとともに、その内容を広島市のホームページに掲載した。

さらに、「外国人市民の生活相談コーナー」を平成 21 年 5 月から広島国際会議場 1 階の国際交流ラウンジに設置し、外国人市民からの相談を受けたり、行政機関や医療機関の窓口へ同行して通訳を行ったりした。

しかしながら、広島が暮らしやすいと感じている外国人市民の割合は、84.5%と目標を達成することができなかった。

アンケート調査によると、暮らしやすさの認識には国籍によってかなり差があることがわかった。この背景には、国籍・在留資格による就業状況やこれに伴う経済的な格差、また、社会への参画状況による差があると考えられる。

今後も、外国人市民が抱える課題やニーズを把握し施策に反映することに努めるとともに、平成 24 年度に実施した「広島市外国人市民生活・意識実態調査」の結果を踏まえて、平成 25 年度に「広

島市多文化共生のまちづくり推進指針」とそれに基づく施策の見直しを検討する。

(5) 「在住外国人と共生しよう」と考える市民の割合を増やす」

人権啓発フェスティバルや区民まつりなどにおいて、パネル展示等による啓発活動を行うとともに、市民向け及び事業所向けの人権啓発資料の中でも多文化共生について掲載することにより、市民の意識啓発に取り組んだ。また、地域の公民館等で活動している日本語ボランティアを支援するため、ボランティア養成・スキルアップ講座の開催と日本語教室のネットワークづくりに取り組むとともに、日本語ボランティアや日本語教室に通う外国人市民を中心として、公民館等と連携を図りながら地域コミュニティ活動への参加促進に努めた。

しかしながら、「在住外国人と共生しよう」と考える市民の割合は、81.7%と目標を達成することができなかった。

平成 24 年度の調査によると約 11%の人が「わからない」と回答するとともに、約 6%の人は「同感できない」と回答し、その理由として「生活習慣、宗教、思想、価値観、モラル・マナーの違い」や「外国人による犯罪、治安の悪化」を挙げており、日本人市民と外国人市民との日常的なコミュニケーションの少なさから来るお互いの理解不足が大きな要因と思われる。

今後も引き続き、外国人市民が地域社会の一員として住民との人間関係をより深め、積極的に社会参加できるような環境づくりをさらに進めていくとともに、市民の多文化共生意識の高揚を図る。

(6) 「経済的に自立している母子家庭の割合を増やす」

母子家庭の母等の経済的自立を支援するため、母子家庭等就業支援センターでの就業支援事業として、パソコンや簿記、ヘルパーなど就業に有用な知識や技能を習得させるための就業支援講習会、就業相談や求人状況に関する情報提供、求人開拓等を行った。

センターそのものについても、平成 21 年度から相談員を増員し、日曜日も開設するとともに、平成 22 年度からは、各講習会において受講者の子どもの託児を行うなど、相談体制の充実・強化を図った。

また、就業相談者の個々のニーズに応じた母子自立支援プログラムを策定するとともに、各区での巡回就業相談を開催するなど総合的な就業支援を行った。

さらに、母子家庭自立支援給付金事業として、看護師、介護福祉士、保育士など就職の際に有利となる資格取得のための費用等の一部を支給する高等技能訓練促進費等の支給を行い、また、平成 24 年度からは高等技能訓練促進費の支給対象資格に柔道整復師を追加し、支給対象資格を 14 資格に増やした。

しかしながら、母子家庭の母の就業環境は依然として厳しく、母子家庭の母の就職に有利となる資格・技能の習得を支援する高等技能訓練促進費の受給者及び母子家庭等就業支援センター登録者の就業者数は前年度の 98 人より増加したものの、126 人で目標を達成することができなかった。

母子家庭の母の多くが収入が低く、経済的自立が困難な状況となっている要因としては、厳しい雇用環境の中、新たに就業することが困難であったり、就業していても子育てと両立するための労働時間の制約などから、パートタイム労働に従事する割合が高いこと、また実務経験や資格・技能の不足などから勤務条件の良い仕事に就けないことなどが考えられる。

今後も、就業支援事業や母子家庭自立支援給付金事業のより一層の利用促進を図るとともに、子育てと就業の両立の観点から、継続就業を可能とするため、就業支援事業に加え、日常生活支援事業等生活面での支援策の利用促進に努める。

(7) 「市内の若年求職者の就職率を高める（ハローワークにおける 34 才以下の新規求職者のうち就職した人の割合）」

失業中の若者に対し、事業所等における就業体験の機会を提供し、安定した就業に向けた知識や技術の習得を図ることにより、正規雇用につなげることを目的とした若者の就業体験事業を実施するとともに、若者の自立・就労を支援するため、若者フリースペースの運営や相談事業を実施した。

こうした取組により、業務上必要な知識や技能等の基礎的能力の向上やコミュニケーション能力の向上を図ることができ、ハローワーク広島、ハローワーク広島東の有効求人倍率が前年度に比べ上昇したことも相まって、26.7%と目標を達成することができた。

しかしながら、雇用状況は改善がみられるものの、若者の失業率は他の年代と比べて依然として厳しい状況が続いている。

本市では平成 25 年 1 月、国と雇用対策協定を締結し、国と共同して雇用対策に取り組んでおり、今後も国、県、関係機関と連携しながら、引き続き、若者の就業体験事業、若者の自立・就労のための支援事業、就職や転職に関するキャリアコンサルティング等を実施し、若年者の就職率の向上を図る。

8 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

施策の目標（指標）

指 標	第 2 次計画 策定時	平成 24 年度実績	平成 24 年度 理論目標値	達成率	評価	最終目標数値 (期 限)
市内で発生する犯罪を減らす (市内における刑法犯認知件数)	13,821 件 (平成 21 年)	11,553 件	13,400 件	113.8%		12,773 件 (平成 27 年)
過去 1 年以内に暴力を受けた女性被害者の割合を減らす	4.2% (平成 21 年度)	4.4% $\left[\frac{42 \text{ 人}}{948 \text{ 人}} \right]$	3.6%	77.8%		2% (平成 32 年度)
DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす	29.0% (平成 21 年度の国の数値)	52.7% $\left[\frac{1,173 \text{ 人}}{2,224 \text{ 人}} \right]$	44.2%	119.2%		67% (平成 27 年度)
DVの被害を受けた後、公的機関に相談した人の割合を増やす	13.4% (平成 21 年度)	13.8% $\left[\frac{4 \text{ 人}}{29 \text{ 人}} \right]$	17.9%	77.1%		30% (平成 32 年度)

【説明】

4 つの指標のうち、2 つが「」、2 つが「」の評価になった。

(1) 「市内で発生する犯罪を減らす」

「第 2 次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」に基づき毎年度策定する「行動計画」により、市民・事業者・行政が連携・協働し、意識啓発や防犯活動への支援、環境整備を推進した。また、市内中学校を対象とした犯罪被害等防止教室を実施し、子どもの防犯力を育成するとともに、規範意識を育むことにより犯罪抑止を図った。

こうした取組の結果、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに関する市民及び事業者の関心や意識が高まり、防犯パトロールの実施など自主的な防犯活動が促進されたことをはじめ、警察による

取締りや関係行政機関、防犯団体の取組などにより市内の刑法犯認知件数は11,553件となり、目標を達成することができた。

今後も、平成23年3月に策定した「第2次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」に基づき、更なる刑法犯認知件数の減少及び政令指定都市の中で人口千人当たりの刑法犯認知件数が最も少ない都市を目指して、刑法犯認知件数の約60%を占める身近な犯罪を減少させる取組を、犯罪発生状況に応じて重点的に実施していく。

(2) 「過去1年以内に暴力を受けた女性被害者の割合を減らす」

配偶者暴力相談支援センターや、暴力被害相談センター等において、相談員がDV（ドメスティック・バイオレンス）をはじめとした暴力を受けた女性からの相談を受け、必要な支援等を行った。また、広島市女性団体連絡会議と共催で臨床心理士、弁護士等を招へいし「DV防止セミナー」を実施したほか、人権啓発標語の募集、市政出前講座、防犯教室の開催を通じて、市民への意識啓発に取り組んだ。

特に、DVについては、防止啓発リーフレット及び携帯用カードを作成し、医療機関、銀行などの公共機関に加えて、スーパーマーケット、コンビニエンスストアにも配布し、区役所等で啓発パネルの展示を行った。

しかしながら、過去1年以内に暴力を受けた女性被害者の割合は、4.4%と目標を達成することができなかった。

これは、DVについては、外部から発見が困難な家庭内において行われることから、潜在的な被害者は未だ多いためであると考えられる。

女性に対する暴力は、女性の人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、平成25年度には高校生を対象として、交際相手からの暴力（デートDV）の防止に向けたパンフレットを配布する予定であり、今後も様々な媒体や機会を通じて市民への広報・啓発に取り組む。

(3) 「DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす」

「DVの被害を受けた後、公的機関に相談した人の割合を増やす」

DVの防止と被害者への支援の充実のため、本市における総合的・包括的なDV被害者支援の拠点として、平成21年12月に「広島市配偶者暴力相談支援センター」を開設するとともに、NPO法人に委託したDV専門電話相談、DV防止啓発リーフレット及び携帯用カードの作成・配布、DV防止に関する研修会の開催、市内のDV対策関係機関による連絡会議の開催、民間シェルターへの支援等を行った。

こうした取組などにより、DVの相談窓口を知っている人の割合は52.7%となり、目標を達成することができたが、DVの被害を受けた後、公的機関に相談した人の割合は13.8%にとどまり、目標を達成することができなかった。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があるとともに、被害者自身にも自らが受けているDVが重大な人権侵害であるという認識が低いケースも多いため、周囲が気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性がある。DV被害者本人から公的機関に相談がなければDV被害防止や被害者支援に繋がりにくいという実情を考えると、市民のDVに関する正しい理解の促進を図るとともに、被害を顕在化させるため、相談窓口の周知に努め、相談に結び付けることが重要である。

このため、今後も引き続き、平成 22 年 5 月に策定した「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」に基づき、DV の防止及び被害者支援に積極的に取り組む。

9 生涯を通じた健康支援

施策の目標（指標）

指 標	第 2 次計画 策定時	平成 24 年度実績	平成 24 年度 理論目標値	達成率	評価	最終目標数値 (期 限)
子宮がん検診の受診率を上げる	[27.4%] (※) 17.0% (平成 21 年度)	32.7% $\left(\frac{67,398 \text{ 人}}{205,890 \text{ 人}} \right)$	38.0%	86.1%		38% (平成 24 年度)
乳がん検診の受診率を上げる	[27.0%] (※) 16.4% (平成 21 年度)	30.9% $\left(\frac{45,206 \text{ 人}}{146,464 \text{ 人}} \right)$	32.0%	96.6%		32% (平成 24 年度)
健康状態が良好と感じている市民の割合を増やす	76.7% (平成 21 年度)	76.3% $\left(\frac{1,696 \text{ 人}}{2,224 \text{ 人}} \right)$	90.0%	84.8%		90% (平成 24 年度)
成人男女それぞれの喫煙率を下げる	女性 8.8% 男性 34.7% (平成 18 年度)	女性 5.6% $\left(\frac{53 \text{ 人}}{948 \text{ 人}} \right)$ 男性 23.0% $\left(\frac{151 \text{ 人}}{657 \text{ 人}} \right)$	女性 5.5% 男性 21.0%	女性 98.2% 男性 90.5%	女性  男性 	女性 5.5% 男性 21.0% (平成 24 年度)

※ 平成 22 年度から、県内におけるがん検診事業のより適切な比較・評価が行えるよう、受診率の算定基礎となる受診対象者数の算定方法が、国の算定方法をもとに県内で統一されており、統一された算定方法により平成 21 年度を算出すると子宮がん検診が 27.4%、乳がん検診が 27.0%となる。

【説明】

5 つの指標のいずれも「」の評価になった。

(1) 「子宮がん検診受診率を上げる」

「乳がん検診の受診率を上げる」

受診しやすい環境づくりとして、働く女性に配慮し、地域に出向いての集団検診や、広島市健康づくりセンターでの休日検診を実施するとともに、子育て中の母親のため、託児付きの集団検診を実施した。また、普及啓発として、受診案内の個別通知やカープやサンフレッチェの試合等でのピンクリボンキャンペーン、市の広報紙「ひろしま市民と市政」での広報、区保健センターが実施する健康教室等での受診の呼びかけなどを行った。さらに、従来の検診に加え、「がん検診推進事業」を実施し、子宮がん検診は 20 歳から 40 歳までの、乳がん検診は 40 歳から 60 歳までの 5 歳きざみの女性に対し無料クーポン券を送付し、受診率の向上に努めた。

この結果、子宮がん検診受診率については 32.7%、乳がん検診受診率については 30.9%と、第 2 次計画策定時よりは増加したが、いずれも目標を達成することができなかった。

受診されない理由としては、がん検診に対する不安や受診の必要性に対する認識が薄いことも考えられる。

子宮がん・乳がんともに、早期に発見し、治療すれば、ほとんど治すことができることから、引き続き、検診の受診率の向上を図る必要がある。今後も、受診率の向上に向けて、幅広い世代に対し、がん検診の重要性についての意識啓発等に取り組む。

(2) 「健康状態が良好と感じている市民の割合を増やす」

広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21」に基づき、市民一人一人が自覚を持ち、健康づくりを実践できるよう、市民や関係機関・関係団体等で構成する「元気じゃけんひろしま21推進会議」を設置し、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康づくり」「たばこ」「アルコール」「歯と口の健康」「糖尿病」「循環器病」「がん」の9つの領域について、普及啓発や環境整備等に取り組んだ。

しかしながら、健康状態が良好と感じている市民の割合は76.3%と、第2次計画策定時より減少し、目標を達成することができなかった。

平均寿命が伸びている中で、単に寿命が伸びるだけでなく、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命が伸びることが重要となっている。

このため、本年3月に策定した広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21（第2次）」では「健康寿命の延伸」を基本目標として掲げ、目標の達成に向け、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置くとともに、子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりや、社会全体で健康を支え守るための社会環境の整備を進めることとしている。

(3) 「成人男女それぞれの喫煙率を下げる」

各区の保健センターで開催する禁煙教室やCOPD(慢性閉塞性肺疾患)に関する教室等で、喫煙及び受動喫煙による健康被害の周知を図るとともに、禁煙治療を行う医療機関の紹介等により禁煙支援を行った。また、妊婦及び乳幼児の保護者並びに未成年者への取組として、母子健康手帳交付時等において喫煙する妊産婦に対してパンフレットを配布し禁煙指導を行うとともに、保育園や幼稚園等において、園児や保護者を対象に、紙芝居による早期喫煙防止教育を実施した。さらに、大学・専修学校等と連携して、将来の喫煙習慣につながりやすい大学生等を対象とした喫煙防止教育を行った。

この結果、成人女性の喫煙率は5.6%、成人男性の喫煙率は23.0%となり、女性の喫煙率は、平成24年度理論目標値を概ね達成した。

喫煙は、がんや循環器疾患、脳卒中、歯周病等の疾病の原因と関連があることから、健康教室や相談会を実施し、より一層の普及啓発を進めるとともに、妊婦、乳幼児の保護者及び未成年者などの若い世代に対する喫煙防止の働きかけを強化し、喫煙率の低下に向け取り組む。

10 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

施策の目標（指標）は掲げていません。

【主な取組】

公民館等での国際理解講座の開催、「姉妹・友好都市の日」記念イベントの開催及び「ヒロシマ・メッセンジャー」制度の運営などを行った。

また、広島市女性団体連絡会議が「ヒロシマ平和の灯のつどい」を開催し、男女共同参画の視点から世界平和の願いを発信した。